

項目	環境をサポートする株式会社きらめき
1. 事業者の概要	<p>【設立】 昭和38年12月23日</p> <p>【資本金】 50,000,000円</p> <p>【総売上高】 2,513,265千円（R6年度）</p> <p>【従業員数】 796名</p> <p>【事業内容】 トータルビルメンテナンス、院内業務委託・支援サービス（中央材料滅菌業務、清拭消毒業務、院内物品管理業務等）の開発及び提供、指定管理者の管理運営、ホテルの客室整備・建築物衛生法、事務所衛生規制による各種測定、点検業務等</p> <p>【施設管理実績】 新潟市亀田市民会館及び老人福祉センター福寿荘、亀田駅前地域交流センター、こども創作活動館、寺山公園子育て交流い〜てらす、施設白根野球場 ほか</p>
2. 事業理念・事業方針、申請の動機	<p>【事業理念】 「文化芸術活動」と「青少年体験活動」のさらなる融合。市民がいきいきと暮らし、心豊かな子どもを育む新潟市独自の“ふれあいの場”を創出します。</p> <p>【事業方針】</p> <p>基本方針1 平等利用とコンプライアンス</p> <p>基本方針2 学校利用のさらなる促進</p> <p>基本方針3 「水と土の芸術祭」の理念を継承した事業展開</p> <p>基本方針4 「にいがたアドベンチャー」を主軸とした体験活動</p> <p>【申請の動機】 海と松林に隣接した環境を生かした新潟市独自の「文化芸術活動」「青少年体験活動」を確立し、情報を広く発信し、世界から来館者が訪れる国際交流拠点へと進化させたい。</p>
3. 施設の管理運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の平等利用の確保</li> <li>子どもたちの居場所として安心・安全・快適な環境の提供</li> <li>高齢者や小さな子ども・障がい者の利用を意識した取組</li> </ul>
4. 文化芸術活動支援への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーティスト・イン・レジデンス事業（以下、AIR）の企画実施</li> <li>地域の文化芸術関係団体等による市民交流事業の実施</li> <li>ギャラリー等での企画展示・運営</li> </ul>
5. 青少年体験活動推進への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>にいがたアドベンチャー（NA）を主軸とした体験活動の促進</li> <li>海でのアクティビティの実施</li> <li>文化芸術活動との融合促進事業の実施（アート体験キャンプ、AIRとの連携プログラム）</li> <li>地域住民と青少年交流事業の実施（防災デイキャンプ、書初め大会、コミュニティ菜園等）</li> </ul>
6. ニーズの把握に向けた取組及び管理運営への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート実施</li> <li>意見交換会（1回/年）、現場スタッフミーティング（1回/月）、定例会（月1回）の実施</li> <li>苦情処理体制の確立、苦情・クレーム対応マニュアルの策定、研修実施</li> </ul>
7. 複合施設の特性を生かした取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIRによる「青少年体験活動」との融合企画 アート体験キャンプ、こども食堂、滞在アーティストによる青少年体験プログラムの提供等</li> <li>地域の「市民芸術団体」との連携事業（にいがた花絵プロジェクト、明後日朝顔プロジェクト、ゆいぼーと感謝祭「ふたば彩」等）</li> </ul>
8. 情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>2か国語以上のホームページ、パンフレットの作成</li> <li>SNSによる情報発信、情報誌「ゆいぼーと通信」の作成・地域等へ配布、本施設設立以来の利用団体、イベント参加者、関係者等へ再度施設周知</li> <li>国際交流員との連携事業、滞在アーティストとの交流事業</li> <li>新潟市魅力向上の取組：海でのアクティビティ、「二葉アーツスクール」（新潟文化講座）開催、その他新たな市民交流事業の展開</li> </ul>

新潟市芸術創造村・国際青少年センター 指定管理者事業計画

9. 利用の促進、稼働率アップの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への働きかけ（市内未利用小中高校への個別訪問など）</li> <li>・目標設定による地道なリピーター獲得への取組（快適環境の提供、平等利用の徹底、見守り体制の確立等）</li> </ul>
10. 施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設アドバイザー制の導入、施設管理長との連携</li> <li>・衛生管理（新型コロナウイルスほか感染症対策）の強化</li> <li>・紙媒体ネット化による広告宣伝費削減</li> <li>・自主事業による維持管理費充当</li> </ul>
11. 市民との協働、地域との連携に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民有志による応援団「KYAF」や大学生との連携による事業実施</li> <li>・地域コミュニティ貢献活動（防災デイキャンプ、AED 講師派遣、コミュニティ菜園、コミュニティ花壇など）</li> </ul>
12. 組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組	<p><b>【組織体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括責任者（館長）は学校長経験者を配置</li> <li>・業務責任者（統括ディレクター）は文化芸術ディレクターを兼務</li> <li>・維持管理責任者として施設管理長（非常勤）を設置</li> <li>・事務の効率化及び所管課対応として事務局長を配置</li> <li>・事業運営は青少年1名、芸術文化1名アシスタントディレクターを配置</li> <li>・学校対応の館長補佐として学校教育支援員（非常勤）を配置</li> <li>・英語力のある人材2名配置</li> </ul> <p><b>【人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（株）サービス顧問によるサービススキルアップ研修の実施</li> <li>・各種対応マニュアルに基づき職員研修の実施</li> </ul> <p><b>【雇用・労働条件】</b></p> <p>常勤6名、非常勤9名（非常勤のうち、委託・本社派遣4名）</p> <p><b>【ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）、みつばち認定企業（障がい者雇用企業認定事業）</li> <li>・ハラスメント対応として外部法律事務所に監査部門を業務委託</li> <li>・有給休暇取得促進、産休育休完全取得促進など</li> </ul>
13. 賃金スライド反映方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市の施策を理解し適切に対応</li> <li>・令和8年度は新潟県最低賃金1,050円で試算</li> <li>・新潟県最低賃金上昇に合わせ即時月別給与に反映</li> </ul>
14. 安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間体制の管制センターによる緊急時の迅速な対応</li> <li>・1日4回（滞在研修がある場合は早朝夜間の2回追加）巡視</li> <li>・各種マニュアルによる職員研修</li> <li>・災害対策への取組強化（避難誘導経路の明確化、防災備蓄の管理、避難所対応、SNS連絡体制の構築等）</li> </ul>
15. 環境保護の取組、地域・社会貢献活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコアクション21」、SDGSの推進</li> <li>・就労支援として「清掃作業指導講習会」の実施、地域若者サポートステーションと連携したジョブトレーニング、職場体験、インターン等の受け入れ</li> <li>・「常に地域とともにある」をモットーに指定管理者業務をスタートさせた際は地元各団体と協議会を設定、意見交換の場を設置予定。</li> </ul>
16. 事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内に事務局を設置、本社指定管理者事業部との役割分担</li> <li>・コンプライアンスの徹底（委員会設置、教育実施）、反社会勢力への対応、県最低賃金の遵守</li> <li>・「新潟市情報公開条例」を尊重し、積極的な情報公開による透明性の高い事業運営</li> <li>・職員全員に個人情報管理員教育、秘密保持宣誓書の提出を義務化</li> </ul>
17. 地域経済振興及び雇用確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元雇用、地元購入の原則</li> <li>・再委託先の市内業者優先</li> <li>・再委託先への年1回品質評価の実施（最低賃金他労働条件の確認）</li> </ul>